

## 令和7年第15回（臨時）高砂市教育委員会 会議録

令和7年8月28日午後5時15分高砂市教育委員会を高砂市役所本庁舎3階301会議室において開会

### 出席者

教育長	玉野 有彦
委 員	吉田 美香
委 員	山名 克典
委 員	神尾 信作
委 員	川本 晃功

### 出席事務局職員

教育部長	木田 匠	教育推進室長	吉金 仙人
学校教育室長	平山 健二	教育総務課長	竹内 穎之
教育総務課主幹	石原 里美	学校給食センター所長	中野 照久
学校教育課長	古門 宜泰	青少年センター所長	長谷川 竜平
総務部総務室人事課長	寺田 昌弘		

### 本日の会議に付した事件

#### 協議事項

- 1 令和7年高砂市議会9月定例会提出議案に係る意見の聴取について

午後5時22分 教育長本日の会議を宣告

議事 協議事項1 令和7年高砂市議会9月定例会提出議案に係る意見の聴取について

○教育長 協議事項1 令和7年高砂市議会9月定例会提案議案に係る意見の聴取について、上から順番に説明をお願いいたします。

○事務局 市長から教育委員会に対して、9月初旬に開会される定例会提出議案に係る意見聴取で、動産の買入れ議案が1件、条例議案が3件、令和7年度の補正予算と、令和6年度の高砂市一般会計歳入歳出の決算認定の6点でございます。

動産の買入れ議案は、6月定例会に第2回令和7年度補正予算として提案し、可決されたところで、小中学校体育館の空調設備の買入れ契約の締結につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、予定価格が2,000万円以上の動産の買入れについて議会の議決を必要とするため提案するものでございます。

買入れ物件は小中学校体育館の空調設備、買入れ金額は4億6,216万1,700円、契約の相手方は兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号、N T T・T C リース株式会社神戸支店、支店長岩谷越夫氏、契約の方法は現行の小中学校体育館空調設備リース物件を同社から買い取るため、随意契約とするものでございます。

○教育長 1つずつ行きます。御意見、御質問ございますか。

いいですか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 動産の買入れについては了承しました。次の3件は人事課からお願ひいたします。

○事務局 3ページの高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例です。

高砂市では、職場におけるハラスメント対策として、「高砂市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を定め、ハラスメントに対する理解の促進を図っており、職員がハラスメントに関して相談できる窓口を設けるなどハラスメント対策を行ってきましたが、このたび各種法律が変わっていく中、そのハラスメントに関して、事業主が雇用者を守らないといけないということが求められていますので、一層のハラスメント対策を推進するため条例を制定するものです。

制定の目的は、第1条に掲げており、ハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題へ

の適切な対応に関し必要な事項を定めることにより、職員等が互いの人権を尊重し合う良好な職場環境を確立することです。

第5条に市長など特別職を含む職員全員にハラスメントを禁止し、第8条に相談窓口を設置すること規定しております。

それ以降には、受けた相談等を解決するための手順や解決困難な場合に調査審議するハラスメント対策処理委員会の設置、処理手順などを規定しております。

その他資料として、8ページに職場におけるハラスメントについて事業主が雇用管理上講ずべき措置、9ページには各種ハラスメントの位置付けを添付させていただいております。

- 教育長 高砂市職員等のハラスメントの防止等に関する条例について、御意見、御質問ございますか。
- 委員 これは、職員間のハラスメントのことが書かれていますけど、外部から職員を守るためのカスハラに関してはどうなっていますか。
- 事務局 カスハラに関しては、こちらのハラスメント条例には定義しておりません。国ではカスハラに関して新しい指針等ができるとは聞いておりますので、それを受けて新たにカスハラ対策を検討して対応したいと考えております。
- 委員 今はまだないのですか。
- 事務局 今、条例とか決まったものはないです。
- 委員 条例はないけど、マニュアル的なものはありますね。対応はどのようにされていますか。
- 事務局 危機管理室が不当要求に関するマニュアルというのを作成していますので、基本的にはそれにのっとって対応をしていくという形になっています。
- 委員 了解です。
- 教育長 不当要求のガイドラインとか、そういうのがあるということですね。
- 事務局 はい、そうです。
- 委員 ハラスメントと言って大きくひっくるめるのでしたら、そういうものの記載があってほしいなど、それをどうされているのかなと思っての質問でした。
- 教育長 分かりました。国の指針が出てくるまでは不当要求のガイドラインがあるということですね。
- 他にございますか。
- 委員 他市町や企業とかと比較して、高砂市独自で特にこの辺はちょっと違っていますみたいな特色があれば、教えていただけますでしょうか。
- 事務局 特色というのは特にはないと思っています。基本的には、他市と同じように職員を守るというところに要点を置いて制定をしていますので、他市と遜色ないような形で制定しようとは思っています。

(休憩 午後5時34分)

(再開 午後5時42分)

- 教育長 ハラスメントの防止等に関する条例については承認するという形でいいですか。
- よろしいですか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 ハラスメントの防止等に関する条例については了承しました。
- 勤務時間のことについてお願ひいたします。
- 事務局 勤務時間に関する条例と次の育児休業に関する条例というのは、内容的には対になるような形です。
- 教育長 2つ合わせてお願ひします。
- 事務局 育児休業に関する条例は、国の育児介護休業法が改正され、10月1日から施行されることに伴って、地方公務員の育児休業等に関する法律や国の人事院の規則もその趣旨に沿って変わり、部分休業に関して新しい取得パターンができますという内容です。
- 29ページ(ア)の育児時間の取得パターンの多様化等ですが、育児時間とありますが、地方で言うと部分休業になり、今まで1日に2時間を超えない範囲で取得できる制度でしたが、このたび育児休業、介護休業法の改正等によって、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするために、新しい休暇として、1年につき10日相当の時間数の範囲内で休暇を取れることになりました。これに伴い、従来の部分休業の1号部分休業と、1年につき10日相当の時間数を取得できる2号部分休業という形で制定されることになります。
- こちらが育児休業の条例の方で改正される内容でありまして、その下の(エ)の仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等ですが、育児時間の取得パターンの多様化に伴いまして、仕事と育児の両立支援制度の利用について、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるように制度の利用に関することやその制度を周知することを任命権者に義務付けました。
- 教育長 育児休暇のところで御意見、御質問ございますか。
- 委員 1年に10日相当時間数とは、何時間ぐらいのことを言うのですか。
- 事務局 77時間30分です。
- 委員 どうやって計算するのですか。
- 事務局 1日の労働時間が7時間45分で、その10日分です。
- 教育長 他にございませんか。
- 委員 育児休暇は働き方改革のことを考えても必要なことだと思いますが、今、高砂市の職員は、どのくらいの方が取っておられるのか気になりました。最近の報道を見たら、全国的な前年度数値で、女性が86%、男性が41%ぐらいで、男性は前年よりも10%ぐらい上がったという報道があったのです

が、特に男性の育児休暇の取得が増えるのが望ましいのではないかと思って  
います。

- 事務局 部分休業を取っていただいている方は、今現在 25 名いらっしゃいます。
- 委員 今の人數は男性ですか女性ですか。
- 事務局 男性も女性も両方です。
- 委員 ということは、パーセントで言うと、かなり低い気がします。
- 事務局 そうですね、全体の職員に対して該当する職員というのは少ないと思いま  
す。
- 委員 希望をすれば、大体取れるという現状なんですかね。それは数値には出で  
こないことだと思いますがどうですか。
- 事務局 そうですね、全然取りやすくはなっていると感じます。
- 委員 女性は 2 年ぐらい育児休暇が取れましたが、男性の日数はそこまでありま  
したか。
- 事務局 育児休業の取得日数は子供が 3 歳に達する日の前日までです。  
(休憩 午後 5 時 53 分)  
(再開 午後 5 時 53 分)
- 教育長 育児休業につきましてはよろしいか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 勤務時間の方はよろしいか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 勤務時間と育児従業については了承し、第 5 回令和 7 年度高砂市一般会計  
補正予算について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 30 ページは人件費で、4 月の人事異動の精査による補正予算でございま  
す。  
31 ページから 32 ページは、9 月補正予算の内容をお示ししております。  
32 ページは歳出で 9 月補正予算の事業計画集計表でございます。11 の事  
業を挙げてますが、これらは、全て会計年度任用職員の報酬等の増額によ  
るものでございます。これは昨年度、地域手当の支給率が 5 % から 6 % に引き  
上げられましたが、令和 7 年度の当初予算の積算時点では、引き上げがまだ決  
定しておらず、引き上げ分を加味していない報酬単価で予算を積算してお  
りますので、この 9 月で補正するものでございます。  
31 ページは 9 月補正予算歳入集計表で、先ほどの地域手当分に係る社会  
保険料の個人負担金となっております。
- 教育長 御質問、御意見ございますか。
- 事務局 32 ページの 10 番、11 番に事業分とあるのは何でしょう。
- 通常は経常で上がるのですが、前年度にプラスアルファして取るので、事  
業計画のヒアリングに上がるために事業経費という予算で上がっています。

○教育長 分かりました。新たに配置する分が事業経費と考えたらいいですね。  
いかがですか。よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 第5回令和7年度高砂市一般会計補正予算については承認します。  
令和6年度高砂市一般会計歳入歳出決算認定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 決算認定につきましては、33ページから資料を添付しております。33ページは教育総務課の主要事業の概要です。3行目学校のあり方検討事業は、新規事業で学校の再編施設のあり方等を検討して、新たな学校づくり推進計画を策定するための委託料等の経費となっております。4行目高砂市教育振興基本計画策定事業は、新規事業で第4期高砂市教育振興基本計画を策定するための経費となっております。6行目小学校運営管理事業及び10行目中学校運営管理事業は、昨年度と比べて合わせて約4,565万円増額で、光熱水費及び各種委託料が増額したこと、備品としてサポート事業等に移動式エアコンを購入したこと、体育館の空調設備導入に伴う電気工事に係る関電への分担金を納めたことが主な要因でございます。8行目小学校建設事業は、各年度の工事内容の差が約1億2,200万増額で、主なものは高砂小学校外2校の防水改修工事、高砂小学校外4校の外壁改修工事、北浜小学校の受電設備の改修工事等を実施しております。9行目小学校施設の建設事業（繰越明許費）は、中筋小学校と曾根小学校の空調設備の改修工事です。12行目中学校施設建設事業で約5625万円の増額は、各年度の工事内容の差で、主なものは高砂中学校、荒井中学校の防水改修工事、高砂中学校ほか4校の外壁改修工事等です。13行目中学校施設建設事業の繰越明許費は、松陽中学校、鹿島中学校の外壁及び屋上防水の改修工事です。その下職員給与費は教育委員会職員の人物費となっております。

34ページは生涯学習課です。1行目生涯学習推進事業は、約172万円の増額で、公民館が廃止され生涯学習課が事業を引き継いだことが主な要因となります。5行目旧公民館売却事業は、新規事業で高砂公民館及び曾根公民館廃止後の施設内部の備品等処分、売却に向けた鑑定等の費用です。8行目旧入江家住宅保存整備事業は、令和5年度に引き続き、蔵の改修工事です。9行目史跡整備事業は、5年度に引き続き、国史跡石の宝殿及び竜山石採石遺跡に係る案内版等の設置をしました。平成30年度から始めた史跡整備事業は令和6年度をもって事業が無事に終了しております。

35ページは教育センターです。3行目教育センター整備事業は、和室の空調設備改修工事、駐車場整備工事を実施しております。

その下は学校給食課です。小学校給食事業が約2,287万円増で、主に会計年度任用職員の報酬改定に伴うもの、備品購入費、賄材料費の増加、給食調理

事業業務委託料の増加です。学校給食事業では物価が高騰している状況で、1食当たりの単価も増加しておりますが、給食費の保護者負担分を据え置き、物価高騰分は市が負担をしております。

36ページは学校教育課です。1行目子ども議会開催事業は、新規事業で、市政70周年記念事業として実施した子ども議会に要した経費です。37ページ1行目地域とともにある学校づくり推進事業は、新規事業で、令和6年度途中から高砂型学校運営協議会から法令に基づく学校運営協議会へ変更し、協議会の会員を非常勤の特別職としたことによる報酬、活動に要する消耗品費等の経費です。4行目不登校問題対策推進事業は、約3,434万円の増で、会計年度任用職員用の報酬の改定に伴うもの、新たに不登校支援員を小学校全校に配置したこと、のびのび教室のサテライト教室を新設したことが主な要因です。6行目特別支援教育推進事業は、約2,973万円の増で、会計年度任用職員の報酬の改定に伴うものと介助員等を増員したことが主な要因です。

15行目教育振興事業（小）は、約3,522万円の増で、小学校の教科書改訂による教員用の指導書等を購入したことが主な要因です。16行目就学奨励事業（小）は、約576万円の減額で、就学援助の対象者が減少したことが主な要因です。19行目教材備品等購入事業（小）は、約956万円減額で、令和5年度に1,000万円の寄附により小学校図書館の図書を購入しましたが、令和6年度は通常の経費になったことが主な要因です。

38ページからは歳入になります。38ページ14款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、1節事務局補助金の教育支援体制整備事業費補助金169万3,000円は、教育支援体制整備事業に係る補助金です。一番下の8目教育費国庫補助金（繰越明許費）、1節小学校費補助金1,632万7千円と、2節中学校費補助金3,978万1千円の学校施設環境改善交付金は、小学校施設整備事業の中筋小学校と曾根小学校の空調改修工事、松陽中学校と鹿島中学校の外壁及び屋上防水改修工事に係る学校施設の環境改善交付金で、前年度からの繰越明許費です。39ページ15款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、2節小学校費補助金514万6千円と、3節中学校費補助金の315万円は、不登校児童生徒支援員の経費に係る補助金です。その下4節社会教育費補助金の文化財保存整備事業費補助金2,282万2千円は、旧入江家住宅の保護整備事業に係る補助金です。その下3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金15万6,055円と、2節小学校費委託金の2万8,435円、3節中学校費委託金の1万5,510円は、それぞれ心の健康観察導入推進事業に係る委託金です。40ページ17款寄付金、1項寄附金、9目教育費寄附金、1節教育総務費寄附金50万円は、高校生に対する奨学金の給付方に充てるための寄附金として入れたものです。20款諸収入、5項雑入、3目雑入、4節保険金収入71万7,134円は、降雹被害による建物総合損害共済災害共済金収入で

す。9節雑入の主なものは、新たなものは、学校給食の公会計化に伴う学校給食費の個人負担分の3億3,588万6,595円と学校給食費の個人負担金の滞納繰越し分115万772円です。41ページ21款市債、1項市債、9目教育債、1節小学校債、2節中学校債、3節社会教育債は、それぞれ各施設の改修工事に係る起債で、その下9目教育債の繰越明許費の1節小学校債、2節中学校債につきましても、各施設の改修工事に係る起債となっております。

- 教育長 御質問、御意見ございますか。
- 委員 決算額の説明は前年度の5年度の決算額に比べて、6年度分が増えたり減ったりしたということでいいですね。
- 事務局 はい、申し上げたのは、この表の中には見えない部分です。
- 教育長 ほかにありますか。いいですか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 歳入歳出決算認定も了承するということでお願いいたします。
- 事務局 その他として、給食センターから報告をお願いします。
- 事務局 高砂市学校給食センターにおいて、施設や衛生管理体制の見学、給食の試食体験などを通じて学校給食に対する理解を深めるとともに、食育を推進することを目的として、施設見学・試食会を開催させていただきます。
- 実施日時は、主食が御飯、パンで変わる2日間とし、令和7年10月6日月曜日、10月7日火曜日、10時30分から12時30分の間で行います。
- 内容は、センターの2階の研修室から調理室を見学していただいた後、施設概要の説明をし、試食を行っていただきます。対象は市内在住の方で、定員は両日25名ずつ、申込者1名につきいずれか1日のみで、学校給食センターで、9月1日から10日までの平日に電話で募集対応をさせていただきます。
- 周知方法は、広報たかさご9月号と学校給食課ホームページで行っております。両日の献立につきましては、6日が御飯、牛乳、チキンカツの甘酢かけ、もやしのあえもの、冬瓜の卵とじスープで、7日がパン、牛乳、フェジョアーダ、花野菜のサラダとなっております。
- 教育長 御意見ありますか。
- 他にございますか。よろしいですか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 教育長 給食センターからの報告は終わらせていただきます。

---

令和7年8月28日 午後6時16分 教育長会議の閉会を宣告

---